

議案第 43 号

橋本市税条例等の一部を改正する条例について

橋本市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例等の一部を改正する条例

(橋本市税条例の一部改正)

第1条 橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税ににつき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税ににつき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成31年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p>
(橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)	
第2条 橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成28年橋本市条例第23号)の一部を次のように改正する。	
第1条 中橋本市税条例が次の新旧対照表改正前の欄のようすに改正されるように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。	
改正後	改正前
(納稅證明事項)	(納稅證明事項)
第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車	第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車

又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)
 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く)、第 53 条の 7、第 67 条、第 81 条の 6 第 1 項、第 83 条第 2 項、第 102 条第 2 項、第 139 条第 1 項又は第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 139 条第 1 項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、当該税額又は納入金額にその納期限の延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間に相当する延滞金額を加算して計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納入書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納付書でその提出期限後に提出した日までの期間の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- (3) 第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- (4) ~ (6) 略
(法人税割の税率)
- 第 34 条の 4 法人税割の税率は、100 分の 8.4 とする。
(軽自動車税の納税義務者等)
- 第 80 条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車(以下「軽自動車税」という。)の取扱いを定める。

又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)
 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く)、第 53 条の 7、第 67 条、第 81 条の 6 第 1 項、第 83 条第 2 項、第 102 条第 2 項、第 139 条第 1 項又は第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 139 条第 1 項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、当該税額又は納入金額にその納期限の延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の各号に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納付書でその提出期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- (3) 第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書でその提出期限後に提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- (4) ~ (6) 略
(法人税割の税率)
- 第 34 条の 4 法人税割の税率は、100 分の 8.4 とする。
(軽自動車税の納税義務者等)
- 第 80 条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車(以下「軽自動車税」という。)の取扱いを定める。

）に対し、その所有者に課する。
2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

第81条 削除

車等の所有者に種別割によって課する。
2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかるわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

（軽自動車税のみなす課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいい。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合は、環境性能割当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。）には、

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得

<p>者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p>	<p>第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</p>
<p>(環境性能割の課税標準)</p> <p>第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものの 100 分の 1 (2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものの 100 分の 2 (3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるものの 100 分の 3
<p>(環境性能割の徴収の方法)</p> <p>第 81 条の 5 環境性能割の徵収については、申告納付の方法によらなければならぬ。</p>	<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第 81 条の 6 環境性能割の納稅義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p>
<p>2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納稅義務者を除く。)は、法第 464 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第 81 条の 7 環境性能割の納稅義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p>	

2	前項の過料の額は、情状により、市長が定める。		
3	第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。		
	(環境性能割の減免)		
第81条の8	市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。		
2	前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。		
	(種別割の税率)		
第82条	次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。		
(1)	略		
(2)	軽自動車及び小型特殊自動車		
ア	軽自動車		
(ア)	2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円		
(イ)	3輪のもの 年額 3,900円		
(ウ)	4輪以上のもの		
(i)	乗用のもの		
	営業用 年額 6,900円		
(ii)	貨物用のもの		
	自家用 年額 10,800円		
イ	小型特殊自動車		
(ア)	農耕作業用のもの 年額 2,400円		
(イ)	その他のもの 年額 5,900円		
(3)	略		
	(種別割の賦課期日及び納期)		
第83条	軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。		
2	軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。		
3	略		
	(軽自動車税の徴収の方法)		
第85条	軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。		

(軽自動車税に関する申告又は報告) 第 87 条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者 (以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等 等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動 車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申 告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつ ては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明す べき書類を市長に提出しなければならない。	
2	前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合には、この限りでない。
3	軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。
4	第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から 15 日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)～(6) 略 (種別割に係る不申告等に関する過料)
2・3	(軽自動車税に係る不申告等に関する過料) 第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に對し、10 万円以下の過料を科する。 (種別割の減免)

第 89 条 市長は、次の各号のいづれかに該当する軽自動車等については、 <u>軽自動車税</u> を減免することができる。	略	1 前項の規定によって <u>軽自動車税</u> の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	(1)～(8) 略	2 前項の規定によって <u>種別割</u> の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを記載した申請書に減免を必要とする事由をを証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	(1)～(8) 略	3 第 1 項の規定によつて <u>種別割</u> の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	(1)～(8) 略
第 90 条 市長は、次の各号に掲げる <u>軽自動車税</u> の減免を認めるもの	略	1 身体障がい者等に対する <u>軽自動車税</u> の減免	略	2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期	限までに、市長により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳とする。以下この項において「身体障がい者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精	神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精	神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精
第 91 条 市長は、次の各号に掲げる <u>軽自動車税</u> の減免	略	1 身体障がい者等に対する <u>軽自動車税</u> の減免	略	2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期	限までに、市長により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳とする。以下この項において「身体障がい者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精	神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精	神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精
第 92 条 市長は、次の各号に掲げる <u>軽自動車税</u> の減免	略	1 身体障がい者等に対する <u>軽自動車税</u> の減免	略	2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期	限までに、市長により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳とする。以下この項において「身体障がい者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精	神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精	神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精

精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障がい者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	(1)～(6) 略 3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認められる書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受ける者について準用する。	4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受ける者について準用する。
第91条 略 2 法第443条若しくは第80条第2又は第80条第3項たゞし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。軽自動車税を課さるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条第2又は第80条第3項たゞし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。	3～6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車	3～6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車

車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略 附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかるわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかるわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徵收取扱費の交付)

第 15 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徵收取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する

車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略 附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかるわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかるわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徵收取扱費の交付)

第 15 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徵收取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する

当該自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
6,900 円	8,200 円	
10,800 円	12,900 円	
3,800 円	4,500 円	
5,000 円	6,000 円	

2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
6,900 円	1,800 円	
10,800 円	2,700 円	
3,800 円	1,000 円	
5,000 円	1,300 円	

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
6,900 円	3,500 円	
10,800 円	5,400 円	

当該自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア(ウ)(i)	6,900 円	8,200 円
第 2 号ア(ウ)(ii)	10,800 円	12,900 円
第 2 号ア(ウ)(iii)	3,800 円	4,500 円
第 2 号ア(ウ)(iv)	5,000 円	6,000 円

2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ)(i)	6,900 円	1,800 円
第 2 号ア(ウ)(ii)	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ)(iii)	3,800 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ)(iv)	5,000 円	1,300 円

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ)(i)	6,900 円	3,500 円
第 2 号ア(ウ)(ii)	10,800 円	5,400 円

第1条の次に次の1条を加える。
第1条の2 橋本市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
(納税証明事項) 第 18 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合の 2 において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において准用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、第 81 条の 6 第 1 項、第 18 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合の 2 において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において准用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、第 81 条の 6 第 1 項、	

83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する滞納金額を計算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) 暫第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間

(2) 暫第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過するまでの期間

(4)～(6) 略
(法人税割の税率)
34条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。
(軽自動車税の納稅義務者等)
80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の
軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該
軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。
前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2
項に規定する者を含まないものとする。

- 3 軽自動車等の所有者が第445条第1項の規定により種別割を課すことができる者である場合には、第1項の規定にかかるわらす、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

- (1) 略

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。
(軽自動車税の納稅義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

? 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有權を留保しているときは、軽自動車税の賦課徵収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

? 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

<p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p>	<p><u>第 80 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p>
<p>(軽自動車税のみなす課税)</p>	<p><u>第 81 条 削除</u></p> <p><u>第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p><u>第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、軽自動車税を課さない。</u></p> <p>(環境性能割の課税標準)</p>

第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものの 100 分の 1

(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものの 100 分の 2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるものの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならぬ。

(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 6 環境性能割の納稅義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日本でに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納稅義務者を除く。)は法第 454 条第 1 項各号に定める時又は日本でに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 7 環境性能割の納稅義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正當な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納定期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車
ア 軽自動車

(ア)	2輪のものの(側車付のものを含む。)	年額	3,600 円
(イ)	3輪のものの 年額	3,900 円	
(ウ)	4輪以上のもの		

(i) 乗用のもの

営業用	年額	6,900 円
自家用	年額	10,800 円

(ii) 貨物用のもの

営業用	年額	3,800 円
自家用	年額	5,000 円

イ 小型特殊自動車

(ア)	農耕作業用のもの	年額	2,400 円
(イ)	その他のもの	年額	5,900 円

(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第 83 条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

3 略

(種別割の徴収の方法)

第 85 条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第 87 条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者等(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等どなつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその

(軽自動車税の税率)

第 82 条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税等に對し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車
ア 軽自動車

(ア)	2輪のもの(側車付のものを含む。)	年額	3,600 円
(イ)	3輪のもの 年額	3,900 円	
(ウ)	4輪以上のもの		

(i) 乗用のもの

営業用	年額	6,900 円
自家用	年額	10,800 円

(ii) 貨物用のもの

営業用	年額	3,800 円
自家用	年額	5,000 円

イ 小型特殊自動車

(ア)	農耕作業用のもの	年額	2,400 円
(イ)	その他のもの	年額	5,900 円

(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第 83 条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

3 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第 85 条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第 87 条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者等(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等どなつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式により申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から 15 日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) ~ (6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正當な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2・3 略

(種別割の減免)

第 89 条 市長は、次の各号のいづれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものについては、種別割を減免する。

(1) ~ (2) 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を

者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から 15 日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) ~ (6) 略

(軽自動車税に関する過料)

第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正當な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2・3 略

(軽自動車税の減免)

第 89 条 市長は、次の各号のいづれかに該当する軽自動車等については、軽自動車税を減免することができる。

(1) ~ (2) 略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を

する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。
(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計を一にする者)が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障がい者、当該身体障がい者若しくは精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) 略

前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第28号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)あつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障がい者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉にに関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障がい者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が

証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計を一にする者)が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障がい者、当該身体障がい者若しくは精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) 略

前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第28号)第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)あつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障がい者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉にに関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障がい者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定によりする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者

<p>転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(6) 略</p>	<p>3 第 1 項第 2 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第 2 項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>	<p>4 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。</p>	<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>
<p>第 91 条 略</p>	<p>2 法第 445 条若しくは第 81 条の 2 又は第 80 条第 3 項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとどなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 443 条若しくは第 80 条の 2 0 条第 3 項ただし書の規定によって種別割を課されないこととどなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の使用者についても、また同様とする。</p>	<p>3～6 略</p>	<p>7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととどなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたときは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	
<p>第 91 条 略</p>	<p>2 法第 445 条若しくは第 81 条の 2 又は第 80 条第 3 項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとどなつたときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 443 条若しくは第 80 条の 2 0 条第 3 項ただし書の規定によって種別割を課されないこととどなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の使用者についても、また同様とする。</p>	<p>3～6 略</p>	<p>7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととどなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたときは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	
<p>8・9 略</p>	<p>7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととどなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたときは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>8・9 略</p>	<p>7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととどなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたときは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかるものと県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車税の税率に適用する。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車税の税率に適用する。

車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア(ウ)(i)	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第 2 号ア(ウ)(ii)	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

2 法附則第 30 条第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定

の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同一欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

第2号了	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

なお、改正部分は、次の表の中下線の部分である。
附則を次のよう改める。

改正後	改正前
(施行期日) 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中橋本市税条例第19条、第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3年橋本市税条例第36号)附則第6条第7項の改正規定(「、新条例」を「、橋本市税条例」に、「掲げる新条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次 (2) 第1条中橋本市税条例第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日	(施行期日) 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中橋本市税条例第19条及び第48条及び第50条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3年橋本市税条例第36号)附則第6条第7項の改正規定(「、新条例」を「、橋本市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次 (2) 第1条中橋本市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「、第53条の7、第67条」の下に「、第81条の6第1項」を加える部分、同條第2号中「第98条第1項」に改める部分及び同條第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項」に改める部分に限る。)、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条例第81条の次に7

<p>第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条 第2条 第16条の規定による改正後の橋本市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(3) 略 (4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成28年橋本市税条例第23号)附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日</p>	<p>(3) 略 (4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成28年橋本市税条例第23号)附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日</p>	<p>(市民税に関する経過措置) 第2条 略 2 略 3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>4 略 2 略 3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(市民税に関する経過措置) 第2条 略 2 略 3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(軽自動車税に関する経過措置) 第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</p>
--	--	---	---	---	---	---

<p>則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に對して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>則第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に對して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。